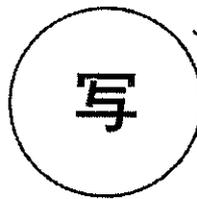


写

答申書

令和2年2月26日

安城市自治基本条例審議会



令和2年2月26日

安城市長 神谷 学 様

安城市自治基本条例審議会
会長 鈴木 誠

安城市自治基本条例の検証について（答申）

令和元年7月3日付31企画第5号により諮問のありました「安城市自治基本条例の検証について」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

貴職におかれましては、この答申内容を踏まえ、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

答申内容

1 安城市自治基本条例（以下「本条例」という。）に基づく安城市の取組について

本条例に基づき、市民参加条例や市民協働推進条例が施行され、また、各事業の取組により市民参加と協働によるまちづくりが着実に進んでいることを確認した。ただし、各事業と本条例の関連について「後付け的に条例と結び付けた印象を受けた。」という意見も一部あったため、市においては、今後一層、本条例の理念を意識しながら各事業の立案及び実施に臨まれない。

2 本条例の規定について

本条例の規定について審議した結果、次の規定について改正すべきとの結論に至った。要旨に記載の趣旨を踏まえ、改正するよう検討していただきたい。

(1) 第2条（条例の位置付け）

改正案	現行
<u>この条例は、市のまちづくりに関して基本となる条例です。他の条例、規則その他の規程は、この条例の趣旨を尊重して定められるものとし</u> ます。	この条例は、市の <u>最高規範</u> です。他の条例、規則その他の規程の <u>制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。</u>

要旨

- ・本条例は、前文に記載のとおり、市民が主役の自治の実現のため安城市におけるまちづくりに関する基本的なルールを定めたものである。
- ・「最高規範」という用語は、その範囲を超え、読み手によっては法規上の上下関係を表しているような誤解を招くおそれがある。
- ・第1条に規定されているように、本条例は市民参加と協働によるまちづくりを推進することを目的にしているが、同時に市のまちづくりに関して基本となるものというのが、位置付けの表現として適切だと考えられる。
- ・以上のことから、本条例の位置付けを表す前段の表現をより適切、かつ、誤解の生じないよう上記のような表現に改めるべきである。
- ・他の条例等との関係を表す後段の表現も、条例等の上下関係を想起させるおそれがある表現が含まれているので、併せて上記のように改めるべきである。

(2) 第7条 (市民参加の権利)

改正案	現行
市民は、まちづくりの主体として、市民参加をすることができます。	市民は、まちづくりの主体として、 <u>等しく</u> 市民参加をすることができます。

要旨

- ・この条の趣旨は、およそ市民であれば、同じ立場で市民参加の機会が得られることを保障することで、市民参加を推進することにある。
- ・現在の表現だと市民参加の機会に留まらず、希望する市民であれば無制限に市民参加できることを保障しているような誤解を招くおそれがある。
- ・以上のことから、「等しく」という文言は、削除すべきである。

(3) 第8条 (行政サービスを受ける権利)

改正案	現行
市民は、適切な行政サービスを受けることができます。	市民は、適切な行政サービスを <u>等しく</u> 受けることができます。

要旨

- ・この条の趣旨は、【解説】にあるように、「定められたルールの範囲内で市が提供するサービスを等しく受ける」ものであると考えられる。
- ・「等しく」という文言が用いられていることにより、市民であれば、住所地や納税の有無等にかかわらず、無条件に等しく行政サービスを受けることができる権利を保障しているような誤解を招くおそれがある。
- ・以上のことから、「等しく」という文言は、削除すべきである。

(4) 第9条 (市民の責務)

改正案	現行
市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚を持ちます。	市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。
2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにす	2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにす

るとともに、次世代及び市の将来に配慮します。	るとともに、次世代及び市の将来に配慮します。
(削除)	<u>3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。</u>
<u>3 市民は、良好な環境が次世代に引き継がれるよう配慮します。</u>	<u>4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。</u>
<u>4 市民は、安城市民憲章を尊重します。</u>	<u>5 市民は、安城市民憲章を尊重します。</u>

要旨

【第1項について】

- ・第1項で「責任」という用語を用い、「担い手として」という抽象的な事柄に対し市民に責任を負わせる規定となっている。ただし、【解説】には、ここでいう責任は法的な義務を伴うものを意図していないとある。
- ・「責任」という用語を用いなくても本条の趣旨は変わらない。
- ・以上のことから、第1項の「責任」という文言を削除すべきである。

【第3項について】

- ・【解説】には、「負担とは、市民税等の税、分担金、使用料、手数料など」とされているが、市民税等の税は、原則として本市の住民であるためにサービスの提供の有無に関わらず発生するものである。一方、分担金・使用料・手数料等は、特定のサービスの対価として発生するものなので、両者は性質が異なり、本来は分けて考えるべきものである。
- ・【解説】の内容もあいまって、第3項の規定では、市民税等に関し、市外住民にも負担の義務があるような誤解を招くおそれがある。
- ・住民としての負担の分任義務については、地方自治法第10条に定められており、第3項がなくても、本条の趣旨は変わらない。
- ・以上のことから、第3項を削除すべきである。

【第4項について】

- ・第4項で「責任」という用語を使用した趣旨は、【解説】には明示されていないが、第1項と同様、法的な義務を伴う責任という意味で使用されたものではないと考えられる。
- ・類似の内容が規定されている第2項では「配慮」という用語が使用されてお

り、第4項でも同じ「配慮」という用語を用いた方がより正確に本条の趣旨を表すことができると考えられる。

- ・以上のことから、第4項の「責任」という文言を用いた表現を上記のように改めるべきである。

(5) 第11条 (議員の責務)

改正案	現行
議員は、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。	議員は、 <u>市民の代表者として</u> 、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。

要旨

- ・「市民の代表者」という用語について、市議会議員は選挙権を有する住民の投票により選ばれるため、本条例において市外住民や法人も含む「市民」の代表という表現は、正確とは言えない。
- ・「市民の代表者」を「投票者の代表者」等とすると、議員は自身に投票した者の代表として、その者のためだけに活動することを期待しているという誤解を招きかねず、条文の趣旨に合わないと考えられる。
- ・「市民の代表者」という用語を用いなくとも、条文全体の趣旨は変わらない。
- ・以上のことから、「市民の代表者として」という文言を削除すべきである。

(6) 第14条 (市民参加)

改正案	現行
(<u>市民参加と協働</u>)	(市民参加)
<u>市民参加と協働の推進を図るための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。</u>	<u>市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</u>

要旨

- ・市民参加については、本条で市民参加の基本的な事項を定める条例の制定を担保している。
- ・協働については、「安城市市民協働推進条例」を制定し、市民協働に関する

基本的な事項を定め、協働の推進を図っているところであるが、本条例に、協働の推進を図るための条例の制定の担保がない状態である。

- ・協働の推進は、市民参加と並ぶ本条例の基本原則であり、重要かつ主要な施策である。
- ・以上のことから、協働の推進を図るための基本的な事項を定める条例の制定を担保する旨の規定を追加し、併せて、上記のように分かりやすい表現に改めるべきである。

(7) 第17条（住民投票）

改正案	現行
市長は、市政の特に重要な事項について、 <u>直接住民の意思</u> を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。	市長は、市政の特に重要な事項について、 <u>直接市民の意思</u> を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。
2・3（略）	2・3（略）

要旨

- ・第1項で、本条例において市外住民や法人も含まれる「『市民』の意思を確認する必要があるとき」という表現を用いている。
- ・第2項において、住民投票が行われる際の投票の資格要件は、別に条例で定めることとしているが、「市民投票」ではなく「住民投票」という文言を用いていること、【解説】の内容からも本条の趣旨として、住民以外の者を投票の対象にしていなと思われる。
- ・実際の投票事務を想定した場合も、住民に限定して投票が行われるものと考えられる。
- ・以上のことから、「直接市民の意思を確認する」という表現は、正確とは言えないため、上記のような表現に改めるべきである。

(8) 第26条（条例の見直し）

改正案	現行
市長は、 <u>社会状況の変化に照らし、又は5年を超えない期間ごとに市民参加と協働の推進状況について規則</u>	市長は、 <u>この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の</u>

<p>で定める附属機関の意見を聴き、必要があると認める場合は、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</p>	<p>自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

要旨

- ・平成26年度及び本審議会での2度の検証を経て、本条例の基本的な理念に変更の必要がないことは確認できた。
- ・今後は、これまで同様に定期的に検証を行う必要はないと考えられる。
- ・一方、本条例の根幹でもある市民参加と協働について、本条例を見直さないと一層の推進が図れないような事態となっていないかについては、定期的な確認が必要である。
- ・効果的に確認を行うためには、市民参加と協働の実施状況を把握している機関の意見を聴くことが適当であると考えられる。
- ・対象となる機関としては、市民参加に関する個々の取組、実績等を評価する「市民参加推進評価会議」、市民協働の推進に関して審議する「市民協働推進会議」が適当と考えられる。
- ・今後、他の類似の附属機関が条例で規定され設置される場合は、速やかにこれらの附属機関の意見を聴くことが効果的であるため、対象とする附属機関については、本条例の施行規則で規定した方が、適当であると考えられる。
- ・以上のことから、上記のように改めるべきである。

3 その他本審議会が審議した内容について

(1) 市民の定義について (第3条関係)

本審議会が、改めて市民の定義の適当さについて、審議した。

その結果、市内居住者以外の学生や事業者等の考えは市政を考える上で無視できない、幅広い意見を取り入れて市は発展する必要がある、外国人の割合が増加した現状においても特に問題が生じていない等、今のままの定義で問題はないという意見が多く、本審議会としては、市民の定義を改正する必要はないとの結論に至った。

ただし、市民の定義に含まれる「市内で活動を行う者」の活動範囲が不明確という指摘も一部あった。本条例では、まちづくりを市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業と定義していることから、本条例の趣旨からして、公序良俗に反するものや、単に市域を通過する、友人宅を訪問する等、およそまちづくりに関連しない一時的又は私的なものは本条例の「活動」には当然含まれないと考えられるので、今回指摘があったことを踏まえ、その旨【解説】において、記載をするよう検討していただきたい。

(2) 市民という用語の使用に関して（第10条、第11条、第17条関係）

(1) の市民の定義及び議員が有権者たる住民の投票により選任される点も踏まえて、第10条（議会の責務）、第11条（議員の責務）及び第17条（住民投票）に規定される「市民」という用語の使用が正確であるかについて審議した。

その結果、第10条の「市民の意思」及び第11条の「広く市民の利益」という用語に関しては、議員は選挙権を有する市民によって選ばれるが、議員としての活動は、有権者に限らず、広く市民の声、多様な意見を聞きながら行うべきであり、また、それは現状も行っていることであり、今のままの表現で問題はないという意見が多く、本審議会としては、改正する必要はないとの結論に至った。

なお、第17条に規定される「市民の意思」という用語に関しても、上記同様、投票者が広く市民の声を聞き投票を行うべきという意味では「市民の意思」という表現が用いられていても問題ないという意見もあったが、全体としては改正すべきという意見が多く、本審議会としては、2（7）のとおり、改正すべきとの結論に至った。

(3) 安城らしさについて

本審議会では、本条例にさらなる安城らしさについて、盛り込むべきか審議した。委員の一部からは、「若者のまちづくりの参加を促進する」「文化の創造を推進する」という観点を明確にすべきではないかとの意見が出された。

「若者のまちづくりの参加を促進する」という点に関して、本条例の趣旨は、年齢、世代にかかわらず、市民参加と協働によりまちづくりを進めるところにあり、「若者のまちづくりの参加を促進する」という観点は、本条例の中に包

含まれているものであるが、現状、若い世代の関心が相対的に低いという状況を踏まえ、この世代の「市民参加と協働」を積極的に推進すべきことが明確になるよう【解説】においてその旨記載していただきたい。また、コミュニティが継続的に活動していくためには、若者の意識の醸成や参加しやすい環境づくりが重要であるため、その点についても【解説】に記載していただきたい。

「文化の創造を推進する」という点に関して、本条例のまちづくりの定義は広く、まちづくりの中にはハード的なものだけでなく、ソフト的な概念も含まれているものである。そうすると、前文の第2段落に記載されている安城市の理想とするまちには、まちの風景や伝統を財産として維持するだけでなく、新たな文化を創造していくことも含まれていると考えられるため、この点を明確にするため同段落の【解説】において、その旨記載していただきたい。

4 逐条解説について

2の改正をする際は、あわせて逐条解説の内容についても、改正内容、趣旨を踏まえ、これと整合するよう改正していただきたい。

【参考1】

安城市自治基本条例審議会 開催状況

回数	日付	主な内容
第1回	令和元年 7月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の受理 ・ 報告(条例概要、H26年度検証結果、R1年度内部検証結果)
第2回	令和元年 8月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部検証結果を踏まえて審議 取組状況、既定の追加、既定の廃止
第3回	令和元年 10月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定の審議 市民の定義、議会の責務、議員の責務
第4回	令和元年 11月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定の審議 住民投票、条例の位置付け、条例の見直し
第5回	令和元年 12月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の方向性の検討 ・ その他論点審議
第6回	令和2年 2月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終審議 ・ 答申

【参考2】

安城市自治基本条例審議会 委員名簿

※区分ごと50音順、敬称略

所属・役職等は、令和2年2月26日現在

職	氏名	所属・役職等	区分
会長	鈴木 誠	愛知大学 地域政策学部教授	学識経験者
副会長	加藤 研一	町内会長連絡協議会 会長	公共的団体等代表
委員	石川 和宏	安城市農業委員会	公共的団体等代表
委員	大橋 緑	国際ソロプチミスト安城 会長	公共的団体等代表
委員	加藤 由紀	安城市小中学校PTA連絡協議会	公共的団体等代表
委員	神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	公共的団体等代表
委員	塚田 哲雄	連合愛知三河西地域協議会 副代表	公共的団体等代表
委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長	公共的団体等代表
委員	藤野 千秋	安城防災ネット 代表	公共的団体等代表
委員	前田 末子	さんかく21・安城 副会長	公共的団体等代表
委員	三浦 健	安城青年会議所 直前理事長	公共的団体等代表
委員	佐藤 順	安城学園 教頭	市長が必要と認める者（学校関係）
委員	荻野 留美子		市民
委員	二宗 光文		市民
委員	蓮池 弓子		市民